

# あんしん介護 年金・一時金

5年ごと利差配当付介護終身年金保険(返戻金なし型)(2012) 5年ごと利差配当付介護一時金保険(返戻金なし型)(2012)

## の代理店での販売を開始

朝日生命保険相互会社(社長 佐藤美樹)は、平成 24 年 10 月 1 日より、営業職員チャネルで販売好調な、**公的介護保険制度に支払要件を完全に連動させて、介護保障を準備いただける『あんしん介護(年金)・(一時金)』**を代理店(提携金融機関・保険ショップ)で販売開始いたします。

当社では高齢化の進展にともない公的介護保険制度による要介護認定者数が年々増加するなど、高まる「介護ニーズ」にお応えする商品として、以下の 2 商品をご準備いたしました。

1. 『あんしん介護(年金)』は、公的介護保険で要介護認定を受けたときに、要介護度に応じた年金を一生涯にわたってお受け取りいただける商品です。
2. 『あんしん介護(一時金)』は、公的介護保険で要介護3以上の認定を受けたときに、一時金をお受け取りいただける商品です。

朝日生命では、今後も多様化するお客さまニーズに対応できる高品質の商品・サービスを提供してまいります。

### 『あんしん介護(年金)・(一時金)』の主な特長

(商品概要は【別紙】をご参照願います)

特長1	<b>公的介護保険の要介護認定に完全連動した分かりやすい商品です！</b>
特長2	<b>要介護1以上から一生涯にわたって介護年金*をお受け取りいただけます。また、要介護3以上で介護一時金をお受け取りいただけます！</b> * 介護年金額は、要介護度(1～5)に応じて変動します。 * 第2回目以後の介護年金のお受け取りについて、要介護1以上に該当しない場合は以後の介護年金はお受け取りが中断され、その後該当した場合にはお受け取りが再開されます。
特長3	<b>要介護1以上の場合、以後の保険料はいただきません！</b> * その後、要介護状態に該当しなくなった場合(自立・要支援)でも、保険料のお払込みは不要です。

- 『あんしん介護(年金)・(一時金)』は、『あんしん介護(年金)』:介護終身年金保険(2012)と、『あんしん介護(一時金)』:介護一時金保険(2012)の2商品を総称した販売愛称です。
- 募集代理店によっては、お取り扱い商品がいずれか1商品のみとなる場合があります。

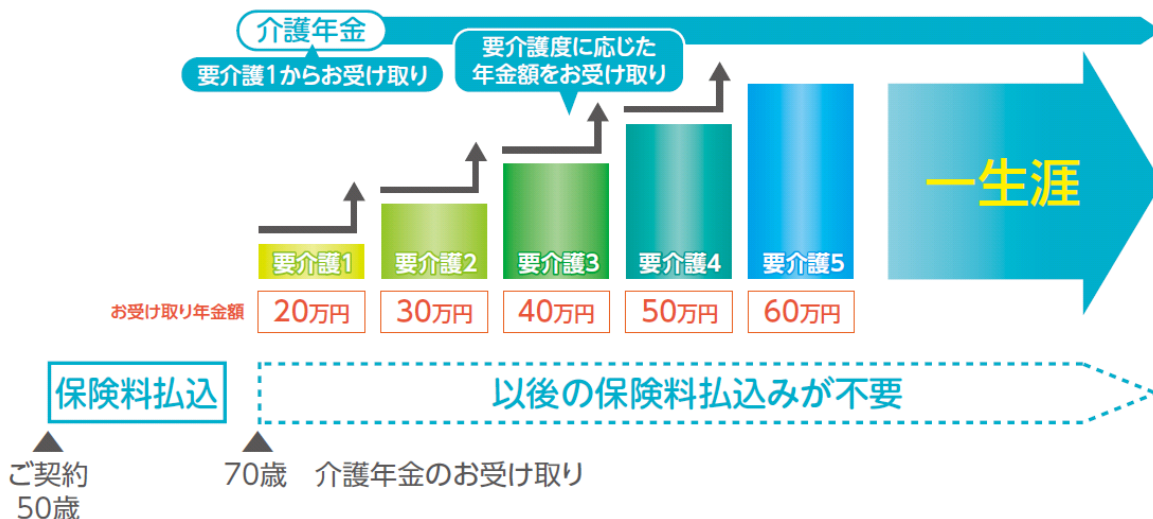
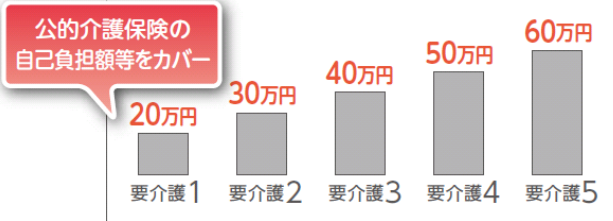
## 『あんしん介護(年金)』の概要

公的介護保険制度で要介護1以上の認定を受けたときに、保険料のお払込みが不要となり、要介護度に応じた年金を一生お受け取りいただけます。いつまで続くかわからない介護に対し、介護サービス利用時の自己負担額をフルカバーいただくことも可能な『介護の日々の出費にそなえる』商品です。この商品の正式名称は、【5年ごと利差配当付介護終身年金保険(返戻金なし型)(2012)】です。

## 〈ご契約例〉

終身タイプ  
 ご契約年齢・性別 : 50歳・男性  
 基準介護年金額 : 60万円  
 保険期間・保険料払込期間 : 終身  
 月払保険料(口座振替料率) : 4,494円

■お受け取り額例(基準介護年金額60万円の場合)



※ 上記の〈ご契約例〉は、50歳でご加入し、70歳で公的介護保険の要介護1に該当し、その後、要介護度が変わるケースを記載しています。

## 1. 取扱規程

	終身タイプ	定期タイプ
被保険者契約年齢	40~75歳	40~75歳
基準介護年金額 (6万円単位)	30~60万円	30~60万円
保険料払込期間*	終身払、60・65・70・75・80歳払込	70・75・80歳払込
保険料払込方法(回数)	月払・年払・一括払	月払・年払・一括払
保険料払込経路	口座振替扱	口座振替扱

\*保険料払込期間は最低5年必要です。

## 2. 給付事由

給付金		お支払事由	お支払金額	受取人
介護年金	第1回介護年金	被保険者が、責任開始の時以後に生じた傷害または疾病(注1)により、初めて公的介護保険制度(注2)に基づく要介護1以上の状態(注3)に該当していると認定されたとき	介護保険法に定める要介護状態区分に応じた次の年金額 要介護5 基準介護年金額	介護年金受取人
	第2回以後の介護年金	被保険者が、第1回介護年金の支払日の毎年の応当日に、責任開始の時以後に生じた傷害または疾病(注1)により、公的介護保険制度(注2)に基づく要介護1以上の状態(注3)に該当していると認定されているとき	要介護4 基準介護年金額×5/6 要介護3 基準介護年金額×4/6 要介護2 基準介護年金額×3/6 要介護1 基準介護年金額×2/6	
死亡給付金		次のいずれかのとき 1.保険期間が終身の保険契約の場合で、被保険者が保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡されたとき(注4) 2.被保険者が、介護年金支払期間中に死亡されたとき	基準介護年金額	死亡給付金受取人

(注1) 疾病には薬物依存は含みません。

(注2) 介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)に基づく介護保険制度をいいます。

(注3) 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年4月30日厚生省令第58号)第1条第1項に定める状態をいいます。

(注4) 保険料払込期間が終身のご契約には、死亡給付金はありません。

## 3. 保険料例

(基準介護年金額 60万円、月払[口座振替料率]、単位:円)

		終身タイプ(有期払) [ 80歳払込満了 ]	終身タイプ(終身払)	定期タイプ [ 80歳満了 ]
男性	40歳	3,690円	3,282円	2,886円
	50歳	5,322円	4,494円	3,660円
	60歳	9,390円	7,272円	5,682円
女性	40歳	5,730円	5,022円	4,110円
	50歳	8,802円	7,338円	5,364円
	60歳	16,122円	12,342円	8,604円

## 『あんしん介護(一時金)』の概要

公的介護保険制度で要介護1以上の認定を受けたときに、保険料のお払込みが不要となり、介護のご負担が大きくなる要介護3以上の認定を受けたときに、一時金をお受け取りいただけます。在宅介護や施設介護など、将来希望する介護形態に応じて『介護のまとまった金額の出費にそなえる』商品です。この商品の正式名称は、【5年ごと利差配当付介護一時金保険(返戻金なし型)(2012)】です。

## 〈ご契約例〉

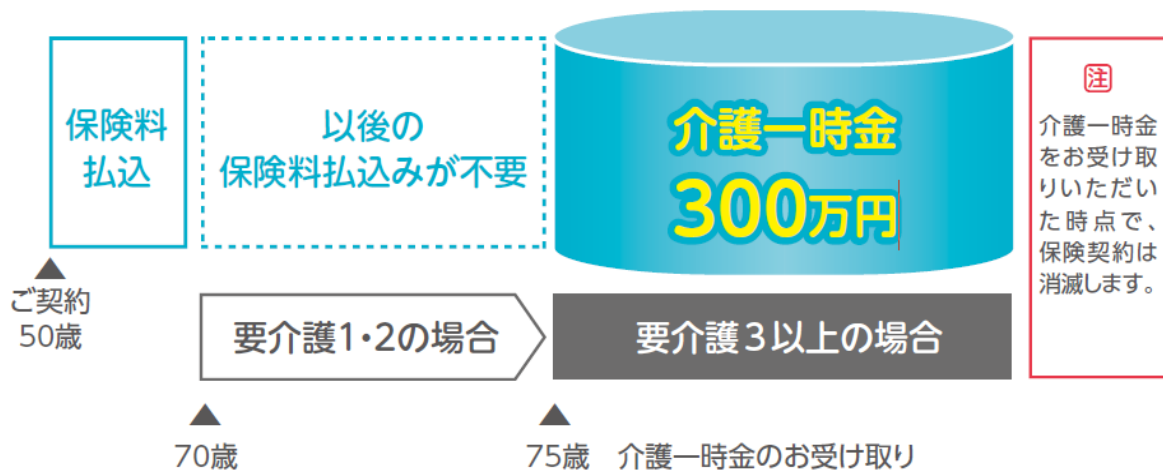
終身タイプ

ご契約年齢・性別 : 50歳・男性

介護一時金額 : 300万円

保険期間・保険料払込期間 : 終身

月払保険料(口座振替料率) : 2,538円



※ 上記のしくみ(イメージ)図は、50歳でご加入し、70歳で公的介護保険の要介護1もしくは2に該当、その後、75歳で要介護3に該当するケースを記載しています。

## 1. 取扱規程

	終身タイプ		定期タイプ	
	40~54歳	55~75歳	40~59歳	60歳~75歳
被保険者契約年齢	40~54歳	55~75歳	40~59歳	60歳~75歳
介護一時金額 (10万円単位)	300~1,000万円*1	100~1,000万円	300~1,000万円	100~1,000万円
保険料払込期間*2	終身払、60・65・70・75・80歳払込		70・75・80歳払込	
保険料払込方法(回数)	月払・年払・一括払		月払・年払・一括払	
保険料払込経路	口座振替扱		口座振替扱	

\*1 保険料払込期間が60・65・70歳払込の場合、介護一時金額は100~1000万円(10万円単位)です。

\*2 保険料払込期間は最低5年必要です。

## 2. 給付事由

給付金	お支払事由	お支払金額	受取人
介護一時金	被保険者が、責任開始の時以後に生じた傷害または疾病(注1)により公的介護保険制度(注2)に基づく要介護3以上の状態(注3)に該当していると認定されたとき	介護一時金額	介護一時金受取人
死亡給付金	保険期間が終身の保険契約の場合で、被保険者が、保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき(注4)	介護一時金額の10%	死亡給付金受取人

(注1) 疾病には薬物依存は含みません。

(注2) 介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)に基づく介護保険制度をいいます。

(注3) 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年4月30日厚生省令第58号)第1条第1項に定める状態をいいます。

(注4) 保険料払込期間が終身のご契約には、死亡給付金はありません。

## 3. 保険料例

(介護一時金 300万円、月払[口座振替料率]、単位:円)

		終身タイプ(有期払) [ 80歳払込満了 ]	終身タイプ(終身払)	定期タイプ [ 80歳満了 ]
男性	40歳	1,905円	1,647円	1,104円
	50歳	3,078円	2,538円	1,575円
	60歳	5,835円	4,434円	2,661円
女性	40歳	2,295円	1,911円	984円
	50歳	3,774円	2,994円	1,380円
	60歳	7,212円	5,259円	2,316円

以上

※ 商品の詳細については、『特に重要なお知らせ(契約概要/注意喚起情報)兼商品パンフレット』、『ご契約のしおり-定款・約款』等をご覧ください。